

鹿 児 島 県 公 報

令和元年8月2日（金）第26号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（※）
（環境林務課取扱い） 1

告 示

- 漁業の免許（水産振興課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 5

規 則

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第9号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター」を「一般財団法人持続性推進機構」に改める。

第9条第1項第1号中「第21条第2号」を「第18条第2号」に改め、同項第2号中「第21条第4号」を「第18条第4号」に改め、同項第3号中「第21条第10号」を「第18条第10号」に改める。

第10条第1項第1号中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」に改め、同条第2項第1号中「エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第2号中「テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 電気冷蔵庫 電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）に規定するエネルギー消費効率の測定方法

第14条第2号中「第72条第1項」を「第143条」に改める。

第15条中「第80条第1号」を「第147条第1号イ」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

温室効果ガス排出抑制計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第14条第1項（第14条第4項、第14条第5項）の規定により次のとおり提出します。

主たる業種					
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者				
計画期間	年度から 年度まで				
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量	基準年度排出量①			t-CO ₂	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の抑制について自ら定める目標	目標年度排出量②			t-CO ₂	
	目標削減率	<input type="checkbox"/> 排出量ベース			%
		<input type="checkbox"/> 原単位ベース			%
	原単位の考え方				
目標を達成するための基本方針					
基本方針に基づき講ずる措置					
森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区分	基準年度		目標年度	
		取組量等	二酸化炭素換算量	取組量等	二酸化炭素換算量
	森林の整備	整備面積	吸収量	整備面積	吸収量
		ha	t	ha	t
	再生可能エネルギーの利用	売電量	削減量	売電量	削減量
		kWh	t	kWh	t
		熱供給量	削減量	熱供給量	削減量
		GJ	t	GJ	t
その他	購入量	削減量	購入量	削減量	
	()	t	()	t	
吸収量及び削減量の合計	③	t	④	t	
差引排出量	基準年度 (①-③)	⑤	t-CO ₂	目標年度 (②-④)	⑥
	削減率 ((⑤-⑥) / ⑤) × 100		%		
特記事項					

別記第2号様式中「

都市ガス	t
------	---

」を「

都市ガス	千m ³
------	-----------------

」
に、「一般電気事業者」を「電気事業者」に、
「

フェリー	t
------	---

」を
「

フェリー	トン
------	----

」に改め、同様
式注を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

実施状況報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

提出者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第15条の規定により次のとおり提出します。

主たる業種							
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者						
計画期間	年度から 年度まで						
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び目標達成状況	区分	基準年度		報告対象年度（実績）		目標年度（計画）	
	排出量	①	t-CO ₂	②	t-CO ₂	③ t-CO ₂	
	削減率	<input type="checkbox"/> 排出量ベース		%		%	
		<input type="checkbox"/> 原単位ベース		%		%	
		原単位の考え方					
温室効果ガス排出抑制計画に基づく措置の実施状況							
森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区分	基準年度		報告対象年度（実績）		目標年度（計画）	
		取組量等	二酸化炭素換算量	取組量等	二酸化炭素換算量	取組量等	二酸化炭素換算量
	森林の整備	整備面積 ha	吸収量 t	整備面積 ha	吸収量 t	整備面積 ha	吸収量 t
	再生可能エネルギーの利用	売電量 kWh	削減量 t	売電量 kWh	削減量 t	売電量 kWh	削減量 t
		熱供給量 GJ	削減量 t	熱供給量 GJ	削減量 t	熱供給量 GJ	削減量 t
		購入量	削減量 t	購入量	削減量 t	購入量	削減量 t
	その他	()	削減量 t	()	削減量 t	()	削減量 t
吸収量及び削減量の合計	④ t		⑤ t		⑥ t		
差引排出量	基準年度（①-④）		報告対象年度（②-⑤）		目標年度（③-⑥）		
	⑦ t-CO ₂		⑧ t-CO ₂		t-CO ₂		
	削減率（(⑦-⑧) / ⑦）× 100		%				
特記事項							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第256号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和元年8月1日付けで次のとおり漁業の免許をした。

令和元年8月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島海区

区画漁業（第1種）

魚類養殖業

漁場番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
鹿特区魚第105号	同左	肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3937番地	おおすみ岬漁業協同 組合	令和元年5月17日鹿児島県告示第34号で公示したとおり。

鹿児島地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年8月2日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふるさとのWA	日置市東市来町 湯田7107番地5	社会福祉法人信成会	日置市東市来町 湯田字平原7107番地8	河野 史代	令和元年 7月1日	就労継続 支援B型

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年8月2日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和元年10月7日（月）から同月11日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和元年10月10日（木）及び同月11日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「2号」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和元年8月26日（月）から同月30日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者

が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 2号に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490